

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

July. 2016
No.181
7
月号

リニューアル第3号

インタビュー

辻・本郷 税理士法人のホープ

SST

って何?



セミナーレポート

女性相続セミナー

大好評!

税金Q&A

お役立ち情報満載!

税務・税金の話

好評連載

「ぶらトク」渋谷卓球対決

CONTENTS

01-04

税理士業界の未来を 変える(かもしれない) 辻・本郷のSSTって何?

05 ●税金Q&A
配当金に差をつけることはできるか

06 ●税金
公益法人等における所得拡大促進税制

07 ●国際税務
コーポレート・インバージョンの効果と規制強化

注目 08 ●セミナーレポート
女性相続セミナー ～女性の相続、その落とし穴～

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

今月号のテーマ
「未来へ」

今月も執筆者の方には「未来へ」にちなんで、
ご自身の未来についてひと言いただいています。

about「未来」について
the future 一言

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報部
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
尾上彩子(ラユニオン・パブリケーションズ)
デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
日笠雅文(ラユニオン・パブリケーションズ)
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報部
Mail:scope@ht-tax.or.jp

税理士業界の 未来を変える(かもしれない) 辻・本郷のSSTって何？

税理士界業界の若手集団、
辻・本郷のService Support Team (SST)は、
自由な発想と若さで税理士業界の未来を切り開きます。



創業支援チーム
山岸 哲也
(SST)

法人SST
高橋 良典

創業支援チーム
河合 ともこ
(SST)

SCOPEリニューアル号から
3号連続でお届けしてきた「未来へ」シリーズの最終章は、
辻・本郷 税理士法人で働きながら資格取得を目指すSSTの若手が登場。
実際の業務を体験する学びの日々と将来の夢について
税理士・会計士を目指す3名が、熱く語り合いました。

To The Future



辻・本郷 税理士法人が提供中の各種サービスにおいて、アシスタントの役割を担当しているのが Service Support Team (SST) という部署です。証憑^{しょうひょう}^{※1}の仕訳や各種データの入力、小規模企業の創業支援など、担当する実務は多岐にわたります。在籍するのは、これから税理士や会計士を目指す、若手たち。業務と試験勉強を両立させながら、即戦力となれるほどのスキルを身に付け、半年から1年半ほどで卒業しています。

※1 取引を証明する会計書類等を証憑という。この場合、請求書や領収書など。

SSTと出会った理由、応募した動機とは？

高橋：私の実家は両親がベンチャー企業を営んでいます。家業をサポートしたいという気持ちは以前から持っていましたが、スタンスが明確になったのは大学生の時でした。『稲盛和夫の実学』という本に書かれていた、「会計を知らずして真の経営はできない」という言葉に衝撃を受け、会計と税務の道を選びました。

これまで資格試験に専念した時期や、会計事務所業務の一端を経験したこともありましたが、もっと『税務の基礎』をしっかりと身に付けたいと思って、転職情報誌を見ていたところ、SSTの存在を知りました。

基礎からしっかりとステップアップでき、最終的には社員になれる可能性が高いため、キャリアプランをしっかりと描けたことが決定打でした。

山岸：現在、神奈川大学経済学部の4年生で、税理士を目指して勉強中です。以前から、将来のことを考えて資格を

取っておきたいと思い、簿記の勉強をしたことがすべてのきっかけです。その流れから、会計に興味を持ち、資格専門学校の大原で開かれていた合同説明会に参加したことでSSTの存在を知りました。就職活動はせず、資格を取得してこのまま辻・本郷に入社したいと考えています。

河合：以前は中小企業の経理として2年間働いていましたが、その会社の社長は税務や会計で何か困ったことがあると税理士さんに

相談していたんです。経理担当の私は、その税理士さんがズバツと問題解決をしていく様子をたくさん見て、「なんて頼りになるんだ！ こんな存在になりたい！」と思ったことが、この道を目指したきっかけです。大学の先輩や先生に相談したところ、辻・本郷のSSTを紹介され、応募しました。

現在、どのような業務に携わっていますか？

河合：今年の4月に入社したばかりなので、やっと1か月の研修が終わったところです。証憑の仕訳や入力などの月次作業を学んだのですが、マンツーマンでしっかり教えてもらえたので、理解が深まりました。

現在は、創業支援チーム内のストリームドという証憑の自動仕訳と入力のシステムを運用するグループに配属され、最先端の実務を学んでいます。

また、税理士の資格取得を目指して資格学校のTACにも通っています。残業が

ないので、仕事の後に学校へ通えることも、

SSTに来て良かったことですね。

高橋：辻・本郷 税理士法人では、ストリームドにより、圧倒的な業務効率化を目指しています。

チーム内で行う作業

about 「未来」について
the future 一言

頼りにされる税理士になりた〜い！お客様のニーズに柔軟な対応をして、課題を解決し、頼られる存在になるために日々勉強中です。



創業支援チーム

山岸 哲也

2015年9月入社・21歳

現役大学生兼SSTのホープ。趣味はキックボクシング

は、自動で出力されたデータが正しいかをチェックすること。さらに、効率化により生まれた時間を使って、お客様の経営分析などを行い、さらに深いサポートを実現しようとしています。私は現在、SST全体のリーダーをしています。

about「未来」について
the future 一言

早く税理士の資格を取って、お客様とお会いしたい！実務から、さまざまなことを学び、質の高い税務と経営サポートを目指します。



創業支援チーム

河合 ともこ

2016年4月入社・25歳

目指すは頼れる税理士。実はバイクにも乗るアクティブガール

ルスクールなので、卒業までは週3日のペースで勤務しています。そろそろ働き始めて半年になり、創立したての企業に対して、事業計画の提案などを行う業務にも携わることになりました。さらに実務を学べそうだとワクワクしています。お客様のニーズを拾っていけるような視点や考え方を身に付けたいです。

思い描いている将来のビジョンは？

山岸：法人部に入って、税務の相談や経営のアドバイスをしていきたいです。そのために、いまの目標は、とにかくにも資格を取得すること。ここを超えなければ、何もスタートしないと思っています。

高橋：これまで、創業支援のお手伝いをしていく中で、法人企業向けの業務はおもしろいと感じました。税務や経営のお手伝いは、企業の将来を大きく左右する責任ある仕事なので、勉強あるのみ。経験を蓄積し、さらに飛躍したいです。

河合：身近に介護関係の会社を経営をしている人



がいるので、ヘルスケア関係に興味があります。SSTの月次作業は、手を挙げたらその業務を担当することができます。医療関係の仕事を見つけたらいつも手を挙げています。

高橋：部署の責任者として、やりたいことに挑戦してもらえる場を提供するとともに、苦手分野も克服できるように、仕事の振り分けをいろいろと工夫しています。最初は分からなくても、その人のペースに合わせてしっかりと身に付けていける伴走者でありたい。たとえば、小学校の先生は、人材育成において私の理想像かもしれません。

河合：同じ税理士を目指している仲間がいる環境は、すごくモチベーションが上がります。資格取得後に必要となるスキルが身に付いていく手ごたえがあります。

山岸：確かに夢に向かって一步一步進んでいる実感がありますね。半年前とは比較にならないほど、さまざまな経験を得ることができました。

高橋：それぞれ思い描く将来は違っても、税務や会計の道に進むなら、SSTには確実に勉強しな

から資格取得を目指す環境が整っています。

about「未来」について
the future 一言

ストリームの導入は革新的なことなので、もっと広めた〜い！そして、辻・本郷のSSTが経理業界の未来を変えていきます！



法人SST

高橋 良典

2013年9月入社・34歳

SSTをまとめる頼りになる先輩、長身、スイーツ好き

Service Support Team 採用

社・本郷のSST(サービスサポートチーム)は、長期アルバイトとして税務の実務を積み、その後は正社員として活躍できる場が用意されています。



具体的な成長スケジュール

業界未経験。基礎から効率的にステップアップしたい!

良き先輩について働きたい!

	充実した業務経験	研修制度		
		スポット研修	通年研修	
9月 ～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計ソフトの使用法習得 ● 月次入力基礎業務 ● 法人税申告書作成補助業務 ● 財産評価基礎業務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新人集中研修 ● 新人合宿研修※ ● 全国合同研修 	● 基礎研修	導入 基礎習得
12月 ～ 2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 月次入力 応用業務 ● 法人税申告書作成基礎業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整業務 ● 給与支払報告書・法定調書作成 ● 償却資産申告書作成業務 ● 所得税確定申告書作成業務 ● 暦年贈与シミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整研修 ● 法定調書・償却資産税申告書研修 ● 確定申告研修 	／ ● テーマ別研修	基礎完成
3月 ～ 5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税申告書作成業務 ● 贈与税申告書作成業務 ● 相続税申告書作成補助業務 ● 財産評価業務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 決算関係研修 ● フォローアップ研修 	／	発展・応用期
6月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規設立会社 創業支援業務 ● 組織再編補助業務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 税理士試験対策研修 ● フォローアップ研修 	● 土曜研修※	

※ 正社員のみ

SST 組織図



SSTの業務フィールド



求める人材は...

- チームプレーを意識して大事にできる方
- 前向きに色々なことへチャレンジしたい方
- 資格取得をゴールとせず、その先に目標を持っている方

(※)採用に関しては税理士科目合格者(1科目～)を優先しますが、0科目でも相談に応じます。



■ 採用についてのお問い合わせ ■

Tel.03-5323-3307

社・本郷 税理士法人 人事部採用担当まで

<http://www.ht-tax.or.jp/recruit>

社・本郷 採用 検索

WEBサイトの専用フォームから随時、採用面接応募できます



ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q&A

配当金に差をつける ことはできるか

Q uestion

当社は、食品製造会社です。今回、原材料の仕入先である上場会社から業務提携の話があり、当社株式を所有したいという申出があり、社長の所有株式の一部（発行済み株式の20%）を時価で譲渡しました。新たな株主となった会社（A社）からは、業績に応じて相当の配当を期待している旨の話をいただいています。一方、社長を含む同族株主は、会社が安定経営をすれば配当金の多寡は問わず利益は内部留保に充てたい、という考えをもっています。

そこで相談です。株主A社には1株あたり高い率での配当金、他の株主には無配当または、低い率での配当金を支払うということは可能でしょうか？

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

A nswer

（1）株主平等の原則

会社法第105条第1項の規定において、株主はその有する株式につき、剰余金の配当を受ける権利を有しています。また、会社法第109条第1項において、株主が持株の内容と株数に応じて平等に扱われる旨の一般規定があります。従いまして、貴社の定款において、剰余金の配当について特別の規定がない場合には、お考えのような個別の株主ごとに違った割合の配当を決議することはできません。しかしながら、会社法は定款自治を原則として、株主の同意があれば、配当の支払いについても柔軟な取扱いが可能となります。貴社の要望を可能にするためには、次の2通りの方法が考えられますのでご検討ください。

（2）種類株式の発行（会社法第108条）

全株主の同意を基に、株主総会決議において、種類株式を発行することができます。種類株式には、いくつかの種類がありますが、「剰余金の配当について異なる定めのある株式」もその一つであり、「配当優先株式」とも呼ばれます。登記は必要とされますが、「配当優先株式」を発行すれば、「配当優先株主」と「普通株主」と配当の割合に差をつけることができます。

（3）属人的株式に変更（会社法第109条第2項）

新たな種類株式の発行、および登記事項の変更という面倒な手続きを行わず、貴社の要望が可能な方法として、A社の所有する貴社普通株式を「属人的株式に変更」する方法が考えられます。公開会社でない前提下で、登記も必要なく、定款の変更で可能です。ただし、定款変更は、総株主の半数以上で、総株主の議決権の4分の3以上の同意が必要となります。「株主A社につき、剰余金の配当は〇〇とする」というような表現になると考えます。

（執行理事 小林作土^{とと}）

公益法人等における所得拡大促進税制



戸塚裕也

(とつか・ひろなり)

●公益法人部 公認会計士

所得拡大促進税制は、雇用者給与等の支給額が前事業年度よりも増加しているなど、一定の要件を満たしている場合には適用可能ですが、公益法人等の場合は税制の適用を受けられる範囲は「収益事業」に係る給与等のみとなっています。公益法人等において本制度を受けるための留意点などを解説いたします。

所得拡大促進税制とは

所得拡大促進税制とは、個人の所得水準を底上げする観点から、青色申告書を提出している法人が、雇用者給与等支給額を増加させる等

下表にある一定の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10% [法人税額の10% (中小企業者等

は20%) を限度] の税額控除を受けることができる制度です (租税特別措置法第42条の12の4第1項)。

公益法人等が所得拡大促進税制を受けられる条件



所得拡大促進税制による税額控除を受けられます。
※実際には左記に無い細かい条件もあります。

雇用者等支給増加額の検討

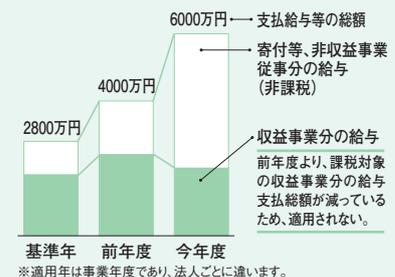
公益法人等の非収益事業は法人税の課税対象外であるため (法人税法第4条第1項但書、第7条、別表第二)、公益法人等が本制度を適用する場合、上記の適用要件に加えて収益事業と非収益事業のいずれにも携わる雇用者に対して支払う給与等の額を収益事業分と非収益事業分に按分した上で、収益事業に係る給与

等の総額が適用要件に該当しているかどうかを判定する必要があります。税額控除額の基準となる雇用者給与等支給増加額も収益事業に係る金額のみで計算することになります。

そのため、法人全体として給与総額が増加していたとしても、収益事業と非収益事業の両方に携わる雇用者の給与等のみが前事業年度よりも増加し、かつ、その内訳が非収益事業に係る給与等のみの増加である場合などには、適用年度における給与等

の全体の金額が前事業年度以上となったとしても本制度の適用対象外となってしまいますのでご注意ください。

給与総額が増えていても、収益事業による支払が減っていると適用されない。



まとめ

公益法人等が所得拡大促進税制を適用する場合には、右表のように

普通法人 (株式会社など) とは異なり少し複雑な検討も必要となります。そのため、適用に当たっては管轄の税務署又は税理士にご相談ください。

- ◎該当する事業が収益事業か非収益事業か否か
- ◎合理的な基準による按分方法
- ◎給与等支給者数

コーポレート・インバージョンの効果と規制強化



工藤和也

(くどう・かずや)

●法人国際部

海外企業との合併による節税を狙ったコーポレート・インバージョン（Corporate inversion）の解説と、資金流出に対する米国政府の規制強化の事例を紹介します。

コーポレート・インバージョンとは

インバージョンとは、ひっくり返す、逆転するという意味です。つまり、コーポレート・インバージョンというのは、会社の親子関係を逆転させて海外に本社を移転させることを意味しており、軽課税国（タックスヘイブン）にあるペーパーカンパニーを親会社にして、日本法人がその子会社となることにより節税を狙った組織再編形態です。

コーポレート・インバージョンを利用した国際的な租税回避行為の事例及び防止策（米国の場合）

米国でコーポレート・インバージョンを利用しようとした事例を紹介します。2015年11月に発表された、米製薬会社ファイザーと、同じくアイルランドに本社を置く製薬会社アラガン株式交換による事業統合です。

この事業統合では美容医療に使われるボトックスのメーカーであるアラガンが、自社よりも規模の大きいファイザーを買収する形になりますが、これによって、新会社をアイルランドに置くことが容易になります。ただし業務に関しては、ニューヨークに本部を置くため、実質的にはファイザーが事業継続会社であり、より低い税率のアイルランドへの本社移転を狙ったことを意味しています。

米国政府にとって重要なのは、このコーポレート・インバージョンでファイザーが新本社をアイルランドに置くことで一体いくら税金を回避するかということでした。この合併でファイザーが税制上有利なアイルランドに拠点を移すと法人税率が12.5%（米国39%）となり、それによる節税効果は年間約20億ドル（約2,500億円）に上るとされていました。

米国政府がこれに対し、海外企業とのM&Aによる節税対策への新規制を発表したため、ファイザーは合併でアイルランドに本社を移しても当初狙った節税効果が得られないと判

断。今回の1,600億ドル（約19兆7,000億円）と製薬業界としては過去最大規模となる合併が撤回されることとなりました。

コーポレート・インバージョンの行方

日本の法人税率は、年々下がってきているとはいえ、いまだ法人税率が高いため、コーポレート・インバージョンによる租税回避が行われる可能性が十分あります。今後、日本において行われるインバージョンの動向を注視し、それがインバージョンを利用した租税回避と認められるか否かについて十分に検討し、その課税のあり方について議論する必要があると考えます。

詳しくは法人国際部まで
お問い合わせ下さい。

●
TEL : 03-5323-3537
mail : tp@ht-tax.or.jp

女性相続セミナー ～女性の相続、その落とし穴～

相続の現場では、平均寿命の長い女性は多くの最期(死)に直面します。ご家族が遺した財産を正しく、より多く相続するためには、専門家の知識が必要になります。そこで、辻・本郷 税理士法人・全国女性相続センターの税理士と、国税庁出身の税理士・新井宏氏による女性のための相続セミナーを開催。いざという時のための備えと、心構えについて語りました。

開催概要：2016年6月19日 新宿センタービル31F 辻・本郷 税理士法人セミナールーム

新井 宏 (新井宏税理士事務所/国税庁OB)
 宮村百合子 (税理士/辻・本郷 税理士法人 全国女性相続センター)
 浅野恵理 (税理士/辻・本郷 税理士法人 全国女性相続センター)
 金子敦子 (税理士/辻・本郷 税理士法人 全国女性相続センター)
 田村ひろ美 (税理士/辻・本郷 税理士法人 全国女性相続センター)
 原有美 (税理士/辻・本郷 税理士法人 全国女性相続センター)

国税庁OBが語る

相続税の税務調査の実態

第一部では、国税庁OBで税理士の新井宏氏が女性の相続についての落とし穴を語りました。「まず、よく誤解されるのが、家庭の資産を妻が管理しているケースです」。家庭の収入の大半が夫によるものだった場合「名義が妻のものであっても夫婦間での贈与契約を行っていない限り、その口座や不動産などの資産は夫のものであるとみなされる」のだという。新井氏は「生前贈与を受けて贈与税を申告するか、全てを夫の財産とし相続税の配偶者税額軽減を受けるかを選ぶ必要があります」と述べた。また、亡くなる直前に現金を引き出し、その用途が不明確な場合、相続財産とされることについても指摘。いずれにしても、故意に虚偽の申告をした場合には重加算税35%が課される他、仮に故意でなかったとしても5%の課税がされるため、「税理士に相談する場合は正直に話をして頂き、その上で適切な申告方法を選択するのがよい」と語った。

「贈与」と「遺言」

女性相続の現場から

続いて、辻・本郷 税理士法人の女性税理士による、相続の現場での事例からの知見を語って頂いた。宮村百合

子税理士は「政府は現在、生前贈与を推奨している」と紹介。教育向けには1,500万円(30歳までに利用)、結婚資金には1,000万円(50歳までに利用)まで非課税になるのだという。しかし、浅野恵理税理士によると「贈与をする時には元気が、平均寿命が延びたため、資金が足りなくなってしまうケースもある」という。また、田村ひろ美税理士は「一度贈与を始めると、毎年考え無しに継続してしまうケースも多い」と指摘した。

生前贈与は効果のある手段だが「親族が多い場合、贈与を始めるときがない。多額の相続をすとそういうケースがよくある(宮村)」など、よく考えて行った方がよさそうだ。

では、遺言についてはどうだろう? 原有美税理士によると「遺言はあった方がいい。遺言は遺産の名義変更ができてしまうというくらい素晴らしい書面。ただ、必ず公正証書遺言を作って欲しい」ということだ。相続は全てが分割しやすい金融財産というわけではないため、正確に分配するのは難しいが「遺言書があれば遺留分を超えない範囲で分配の割合を調整できる(金子敦子税理士)」のだという。また、いきなり公証役場へ行くのはお勧めしないという。宮村税理士は「公証役場では内容のアドバイスはしてくれない。生前に世話になった家族に厚く相続したいなど、付言事項として書き残しておかないと、事実とは違った展開になりかねない」と税理士に相談する重要性を説いた。

その後、個別の相談にそれぞれの税理士が説明する時間が設けられ、参加者にとっては女性の相続についての理解を深めるいい機会となったようだ。



新井 宏氏



浅野恵理



全国女性相続センターへのお問い合わせは



全国女性相続センター

☎ 0120-016-708

URL <http://www.ht-tax.or.jp/josei-souzoku/>



辻・本郷 相続キャラクター
こころん

脈動するインバウンド市場 vol.3

インバウンド受け入れのための翻訳発注のコツ

パンフレットを翻訳したい、Webサイトを外国語対応にしたいなど、外国人観光客向けのツールを作られている方もいらっしゃるかと思います。また、これから作ろうと思っている方にとっても、翻訳を発注する際の注意点や陥りやすい失敗事例などを紹介します。



「外国語のツールを作りたい！」そう思った時に、日本語のパンフレットやWebサイトをそのまま翻訳用の原稿にしていますか？もし、外国人観光客向けの日本語原稿を新たに書き起こしていなかったとしたら、その日本語、翻訳不能かもしれません。外国人にアピールしたいものが、特に日本文化に基づくものだった場合、使っている日本語が、外国語にその言葉に置き換え出来るものでない文言であることが多々あります。弊社で制作したものでもそのまま翻訳出来ず、新たに日本語を書き起こした例として「浴衣の着方」「浮世絵の解説」「節分のイベント紹介」などがありました。

翻訳とローカライズの違い

浴衣の着方のパンフレット用の翻訳の例では「おはしより」という単語が出てきますが、この言葉に該当する外国語は存在しません。そこで、翻訳の指示を出す際に、「おはしより→音で翻訳」と「おはしより=おはしより = 浴衣の裾は、そのまま着ると長いので、腰の部分で折り返し、裾の長さを調節します。その折り返した部分の名称です。」の2つの指示を出します。そのパンフレットでは本文ではそのまま「Ohashori」と音で表現し、用語集として、おはしよりの意味を解説する原稿を新たに書き加えました（右図参照）。そのため、当初のお見積もりは日本語のパンフレット・1200文字程度の翻訳として依頼されたのですが、解説文の日本語原稿600文字程度の書き起こしと追加の翻訳が必要となりました。翻訳

翻訳不能な日本語の例と、ローカライズの例

赤文字の箇所が翻訳出来ない

下前のおはしよりを斜めに折ります。

↓

Fold the ohashori*¹ of the shitamae*² diagonally.

*1 Ohashori = The part around the hip that is folded over for adjusting the length of the suso because the suso of yukatas are long.
(おはしより = 浴衣の裾は、そのまま着ると長いので、腰の部分で折り返し、裾の長さを調節します。その折り返した部分の名称です。)

*2 Shitamae = The inner part when the front migoro covers the body.
(下前 = 前側の身頃を重ねたときに内側になる部分。)

指示の出し方

下前(したまえ)、おはしよりは音で翻訳ください。
意味は別途注釈として翻訳ください。



と、意味の通じるローカライズとは全く別のものであると考えた方がよいです。気の利いた翻訳会社であれば、外国語で意味の通じるようなローカライズまでしてくれることもあります（もちろん単価の高い業者になってしまいます）、本来であれば、日本語原稿を用意する段階で、置き換え出来ない日本語の言い換えや、難読文字の読み仮名（特に固有名詞の場合）を用意しておくべきです。

他にも気を付けるべきこと

日本では AM / PM 表記、24時間表記はどちらも使いますが、米国では軍隊など特殊な場面以外では24時間表記は使われていません。また米国などではメートル

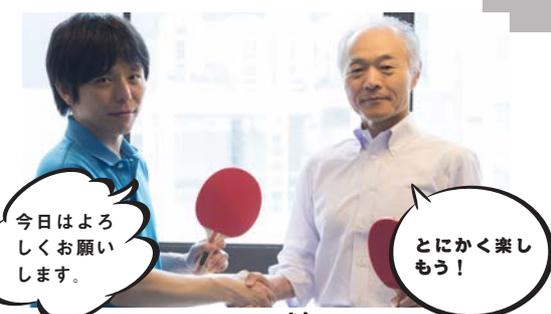
ル法も一般的ではないため、マイル・ヤードを併記するなどしたほうが良いです。対象とする国の制度や慣習を意識した原稿を用意することが必要となってきます。また、日本語から英語やタイ語に翻訳する場合、文章量が1.5倍から2倍に及ぶことがあるため、日本語のパンフレットと同じデザインに出来ないことがあります。同様に、日本語から中国語（繁体字・簡体字）に翻訳する場合、日本語よりも文章量が短くなるため、同じデザインではスカスカになってしまうことがあります。手元にある日本語のツールをただ翻訳に発注するのは失敗の元です。誰に向けて、どう使って欲しいのか、外国語のツール作成に長けた制作会社に相談することで解決出来ます。



ぶらぶら徳田理事長と行く
ぶらトク
 #003
 渋谷で卓球対決の巻



今回のパートナー
 ヘルスケア事業部 部長
豊島正寛さん
 高校時代には卓球部に所属。
 この日のために、ウェアも
 用意しました。



今日はよろしくお願ひします。

とにかく楽しもう！

仲が良かったのが一転
 いざ卓球台を目の前にすると...



若造には負けんぞ

目が燃えている...
 楽しむおつもり
 だったのでは...

本気の卓球対決

健康こそが活動の原動力！豊島さんは、徳田理事長に、今と変わらずいつまでもお元気でいてほしいと願っています。
 そこで思いついたのは、終業後に部内の仲間とたまに楽しんでいる卓球。
 練習では「手軽に楽しく運動できるね」と笑顔だった徳田理事長ですが、試合が始まると、本気モードに。華麗なレシーブやスマッシュが飛び交う大熱戦になりました。



体だけでなく
 心と頭もリフレッシュ！



★★★=大満足、プライベートでも行こうかな！
 ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
 ★=[.....]



理事長、本当に久しぶりですか!?



oh!



!!!

さすがは理事長。でも、元卓球部の名にかけて負けれない...



9 1 1 9



BAAAAANG!!!



よっしゃああああ!!!
 勝ったぞ!

10 1 1 12

撮影協力：EST 渋谷東口会館
 東京都渋谷区渋谷1-14-14
 TEL:03-3409-9810 (渋谷卓球倶楽部)
<http://www.shibuyaest.co.jp/>
 10フロアの規模を誇る渋谷駅から徒歩1分の総合アミューズメントビル。

オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。



アンケート & プレゼント

応募〆切は
8月14日

いつも『SCOPE』をご愛読いただき、ありがとうございます。
アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で3名様に、プレゼントを差し上げます。
このページを、Faxもしくは、E-mail、アンケートフォームよりご応募ください。
皆様のご意見、ご感想を心よりお待ちしております。



●プレゼント商品
会社やご自宅で毎日卓球対決!?
リビングや会議室を卓球場に変身させてしまおう。ネットとラケット、ピンポン球がセットになった「卓球セット」をプレゼント!
★当選の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。

Q.1

新『SCOPE』に関する次の事項について、それぞれお答えください

(それぞれ当てはまる項目をひとつ選び、○印を付けて下さい)

新しい記事はいかがでしたか? ① とても面白かった ② 面白かった ③ 以前の方が良かった
読みやすさは? ① とても読みやすい ② 普通 ③ 以前の方が読みやすかった

Q.2

新『SCOPE』で面白かった記事を選んでください (3つまで選び、○印を付けて下さい)

① SSTインタビュー ② 税金Q&A ③ 税金 ④ 国際税務 ⑤ 女性相続セミナーレポート
⑥ インバウンドコラム ⑦ ぶらトク(卓球)

Q.3

『SCOPE』についてご意見ご感想等ありましたら、ご自由にお書きください

Q.4

税金に関するお悩みがありましたらお書きください (任意、誌面で紹介させていただくことがあります)

(ふりがな)

●お名前

●年代 (20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上)

●ご住所 〒

●電話番号 ()

●会社名

●性別

男・女

個人情報の取り扱いについて ご応募いただいたお客様の個人情報は、抽選及び賞品を発送するためのもので、それ以外の目的では使用いたしません。また、お客様の個人情報をお客様の同意無しに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません(法令等により開示を求められた場合を除く)。また、アンケートの結果については誌面で紹介させていただくことがあります。その場合はイニシャル・年代・性別を掲載いたします。

●応募先 FAX 番号

03-5323-3302

●応募先 E-mail アドレス

scope@ht-tax.or.jp

●応募先アンケートフォーム

http://www.ht-tax.or.jp/scope-questionnaire/



辻・本郷 税理士法人は エコ・ファースト認定企業です。



環境先進税理士法人

エコ・ファースト制度とは?

○企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取り組みを約束する

○その企業が、環境の分野において「先進的、独自のかつ業界をリードする事業活動」を行っている企業(業界における環境先進企業)であることを、環境大臣が認定する

という制度です。企業の各業界における環境先進企業としての取り組みを促進することを目的としています。

辻・本郷 税理士法人は、税務に関する専門家集団として、環境にやさしい経営の普及に貢献することを社会的使命ととらえ、自らの環境負荷削減に積極的に取り組むことはもとより、会計・税務を通じてクライアントの皆さまの環境経営を推進、支援し、持続可能な社会の構築に貢献することを目的として、以下の取り組みを進めてまいります。

- 1 会計・税務を通じて「環境に優しい経営」の普及活動を全面的に推進します。
- 2 環境会計・環境税務の促進活動に取り組むことで、業界の発展を推進します。
- 3 自らの事業活動を見直し、環境負荷を低減することで循環型社会等の構築に向けて取り組みます。

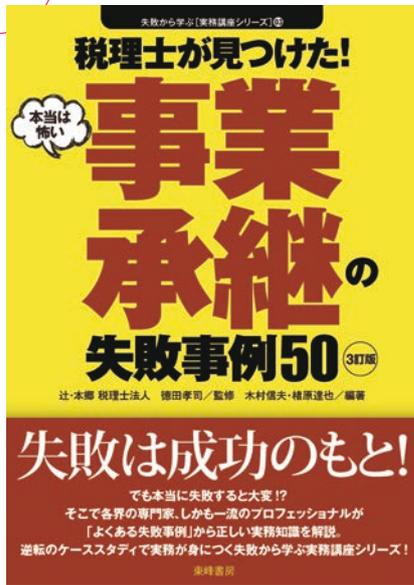
詳しくは、環境省エコ・ファースト制度 <http://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>

「どんな場面で、 どんな失敗をするのか？」 ケーススタディが満載!!

本当は怖い 失敗から学ぶ実務講座シリーズ

儲けるためのビジネスモデルが「攻め」ならば、経理や法務、労務管理はいわば「守り」の実務。
「守り」で大切なのはミスをしてはいけないこと。御社の「守り」をサポートする実務書として、
経営のウンチクが語れるビジネス読み物として、お役立て下さい。

最新刊



編著 / 辻・本郷 税理士法人
木村 信夫・楮原 達也

好評既刊

公認会計士が見つけた! 本当は怖い
グループ法人税務の失敗事例 55

税理士が見つけた! 本当は怖い
飲食業経理の失敗事例 55

社労士が見つけた! 本当は怖い
解雇・退職・休職実務の失敗事例 55

社労士が見つけた! 本当は怖い
採用・労働契約の失敗事例 55

社労士が見つけた! 本当は怖い
労働時間・休日・休暇の失敗事例 55

税理士が見つけた! 本当は怖い
医療法人設立・運営の失敗事例 55



編著 / 辻・本郷 税理士法人



編著 / 辻・本郷 税理士法人
建設業プロジェクトチーム



編著 / 辻・本郷 税理士法人
会社設立センター



編著 / 辻・本郷 税理士法人
不動産業プロジェクトチーム

各巻 定価: 本体 1400 円 + 税

お求めは お近くの書店、またはブックサービス TEL.0120-29-9625 まで

札幌支部	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ12階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032	品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781	吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160	東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944	立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
久慈支部	〒028-0062 岩手県久慈市二十八日町1-43 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330	町田支部	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866	横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NOF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
遠野支部	〒028-0542 岩手県遠野市早瀬町2-4-21 遠野公文会館2階 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317	湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665	小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742	伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793	豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル4階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882	名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路ブレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177	四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187	京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四條通堂町東入函谷鉾79番地 ヤサカ四條丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094	豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012	大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158	堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212	神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752	岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261	広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばざん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802	松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786	北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802	福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅前中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831	大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819	延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546	沖縄支部	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-19-14 八重洲第7ビル5階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762		

編集後記

移転にむけて、広報部も大忙しの毎日でした。最近はそのでなくても時間が過ぎるのが早いのに、引越しという大きなイベントのおかげで、気がついたらあっという間に夏!? それでも、時に流されないように、しっかりと地に足をつけて、これからも皆様に喜ばれる『SCOPE』をお届けできるように頑張ります! (佐脇)

『SCOPE』リニューアル号より、取材と原稿執筆を担当することになりました、浦田浩志と申します。企画に沿って、現場の臨場感と生の声を可能な限り再現する原稿づくりを心掛けます。辻・本郷のみならず、読者のみなさまをつなぐ懸け橋になれるよう尽力いたしますので、ぜひご期待ください。(浦田)

次号予告

辻・本郷の新拠点
JR新宿ミライナタワー
徹底紹介

税のお悩みは
辻・本郷 にご相談
ください。



HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

相続・贈与／税務顧問／事業承継

事業再編／事業再生・M&A／税務セカンドオピニオン
国際税務顧問／確定申告／会計・人事のアウトソーシング
医院・病院コンサルティング／公益・一般法人コンサルティング
社会福祉法人コンサルティング／自治体向けコンサルティング



専門特化型・国内最大規模を誇る税理士法人 東京税理士会所属

辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

お気軽に
ご相談ください

☎ **0120-730-706**
<http://www.ht-tax.or.jp>

【受付時間】9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く

辻・本郷

